

# 諮 問 の 概 要

(平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について)

全国消費実態調査の計画について

## 1 調査の目的等

全国消費実態調査(指定統計第97号を作成するための調査)は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和34年5月以降、5年ごとに実施されている。

## 2 改正の趣旨

近年の調査環境の悪化やIT技術の進展、累次の統計審議会の答申等を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減を図り、併せて若・中年単身世帯(60歳未満のものをいう。以下同じ。)について、その標本数を確保することを目的に下記の調査を実施することとし、二人以上世帯数の削減、寮・寄宿舍に対する調査の廃止、オンラインによる申告方法の導入、調査事項の変更等の改正を行う。

## 3 改正内容

### (1) 二人以上世帯数の削減及び寮・寄宿舍に対する調査の廃止

地方公共団体の事務負担を軽減するため、二人以上の世帯数を全国推計値の精度に大きく影響しない範囲(約2,000世帯)で削減するとともに、若・中年単身世帯の一部を下記の調査により調査することに伴い、寮・寄宿舍に対する調査を廃止(600世帯)する。

### (2) コールセンターの設置及びオンライン回答の導入

ア 地方公共団体の照会業務等の負担を軽減するため、コールセンターを設置する。

イ 調査客体の利便を図るため、政府共同利用システムを活用したオンラインによる申告方法を導入する。

### (3) 民間事業者の活用のための措置

公共サービス改革基本方針別表(閣議決定。平成19年12月24日改定)に基づき、民間事業者が実地調査に係る業務を行うことを可能とするための必要な措置を講ずる。

### (4) 調査事項の変更

#### ア 家計簿A及び家計簿B

- ・ 電子マネーの利用の実態を把握するため、購入形態に「電子マネー」欄を追加する。
- ・ 自県内・外別、自市内・外別の消費構造を把握するため、家計簿Bに「購入地域(1 同じ市町村、2 市町村(県内)、3 他の市町村(県外))」を追加する。

#### イ 耐久財等調査票

- ・ 資産価値及び世帯への普及動向を勘案し、「家具・電化製品等」の品目を改廃(例えば、「IHクッキングヒーター」、「電気マッサージチェア」、「空気清浄機」を追加、「電気こたつ」、「応接用座卓(食卓を除く)」を廃止)する。

## ウ 世帯票

- ・ 就業形態の多様化を的確に把握するため、「就業・非就業の別」の雇用形態を細分化（例えば、雇用されている人を「正規の職員・従業員、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、その他」に区分）する。

### 全国単身世帯収支実態調査の計画について

#### 1 調査の目的

全国単身世帯収支実態調査（統計報告の徴集）は、民間調査機関のモニター世帯を対象に、若・中年単身世帯の家計の実態を調査し、若・中年単身世帯の所得分布、消費の水準及び構造等を明らかにするとともに、平成21年全国消費実態調査を補完することを目的として実施する。

#### 2 調査事項

全国消費実態調査の甲調査（家計簿A、家計簿B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票）による単身世帯調査と同様の調査事項とする。

#### 3 調査結果の集計・公表

本調査の結果については、単独で集計し速やかに公表するとともに、推計方法を検討した上で、平成21年全国消費実態調査と統合集計し、参考として公表する。

# 平成21年全国消費実態調査の概要(案)

## 調査のねらい

家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等に関する基礎資料を得る。

## 調査の概要

### 調査期間

- ・甲調査 二人以上世帯 平成21年9月、10月、11月の3か月間  
単身世帯 平成21年10月、11月の2か月間
- ・乙調査 二人以上世帯 平成21年9月、10月、11月のうちの1か月間

### 調査地域

- ・甲調査(全市及び全国の約220町村)
- ・乙調査(168市町村)

### 調査対象

- ・甲調査(家計簿A・B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票)  
約56,800世帯 二人以上世帯52,400世帯、単身世帯4,400世帯
- ・乙調査(家計簿C、個人収支簿) 約700世帯(家計調査終了世帯)

### 調査事項

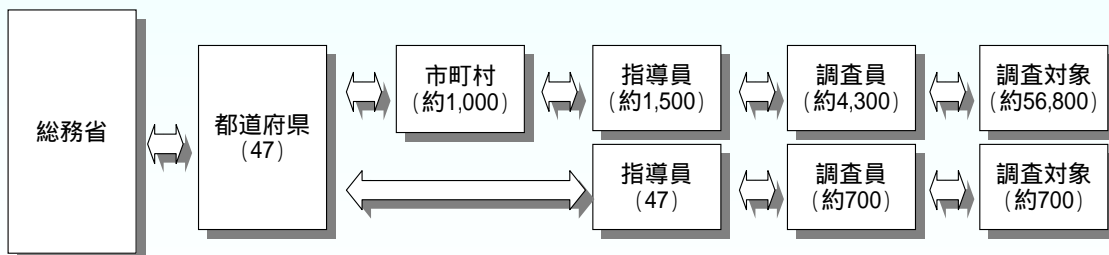
#### 【甲調査】

- ・収入及び支出に関する事項 家計簿A・B
- ・年間収入に関する事項 } 年収・貯蓄等調査票
- ・貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項 } 耐久財等調査票
- ・主要耐久消費財に関する事項
- ・世帯及び世帯員に関する事項 } 世帯票
- ・現住居に関する事項
- ・現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

#### 【乙調査】

- ・支出に関する事項 家計簿C
- ・個人的な収入及び支出 個人収支簿

調査の流れ 調査員調査の二段書き部分は、上段が「甲調査」、下段が「乙調査」の流れ



### 調査の方法等

- ・オンライン回答の導入
- ・コールセンターの導入

## 結果の利用

### 行政上の施策への利用

- ・年金給付水準の検討のための基礎資料
- ・生活扶助基準の見直しのための基礎資料
- ・国家公務員の給与に関する検討のための基礎資料

### 国民経済計算の推計への利用

- ・家計消費支出の推計
- 各種団体における利用
- ・日本放送協会の受信料の見直しのための基礎資料

# 全国単身世帯収支実態調査の概要(案)

## 調査のねらい

民間調査機関のモニターを対象に若・中年単身世帯の家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等を明らかにするとともに、平成21年全国消費実態調査結果を補完する。

## 調査の概要

調査期間  
平成21年10月、11月の2か月間

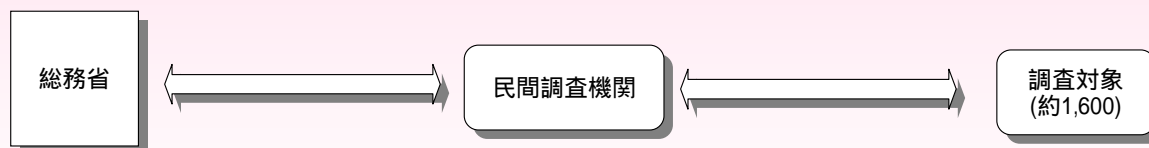
調査地域  
全国

調査対象  
若・中年(60歳未満)単身世帯 約1,600世帯

調査事項  
全国消費実態調査の単身世帯調査と同様に、家計簿A・B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票により調査

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ・ 収入及び支出に関する事項       | } 家計簿A・B    |
| ・ 年間収入に関する事項         |             |
| ・ 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項 | } 年収・貯蓄等調査票 |
| ・ 主要耐久消費財に関する事項      |             |
| ・ 世帯及び世帯員に関する事項      | } 耐久財等調査票   |
| ・ 現住居に関する事項          |             |
| ・ 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 |             |
|                      | } 世帯票       |

調査の流れ



調査の方法  
民間事業者のモニターからクォータサンプリング(割り当て法)により実施

# 全国単身世帯収支実態調査の位置づけ

## (モニター調査)

### 検討経緯

若・中年単身世帯の面接困難

若・中年世帯の捕捉低下  
 ・昼間不在世帯の増加  
 ・オートロックマンションの普及

標本分布の偏り

平成21年も  
同様の傾向

**調査結果の  
信頼性に懸念**

一部の標本へのモニター  
(自発的調査協力者)の  
採用等の検討

モニター調査

実査の現状を把握した上で、  
試験調査を実施することを含め、  
調査方法の見直しを検討

統計審議会答申(平成11年調査)

若・中年単身世帯の捕捉向上

統計審議会答申(平成16年調査)

試験調査の実施・検証

民間調査機関の登録モニターから  
クォーターサンプリング

調査員調査結果と大差無し  
無作為抽出と有意抽出の結果を統合する推計方法  
については、様々な方法の試行又は研究の必要有り

### 21年の単身世帯調査の体系

平成21年全国消費実態調査  
(単身世帯)  
調査員調査(無作為抽出)  
全国の全年齢(4400世帯)を対象

補完

全国単身世帯収支実態調査  
モニター調査(有意抽出)  
全国の若・中年(1600世帯)を対象

密接  
不可分

調査票の目的外使用

承認統計調査として  
単独で、集計公表

指定統計調査として、  
集計公表

参考系列として、  
統合結果(地域別を含む)を公表  
6000世帯を集計

# 平成21年全国消費実態調査の改正内容について

## 改正の視点

世帯の収支・資産をより正確にとらえる統計の作成  
行政・民間の統計ニーズに的確に応える結果の提供

地方の事務負担の軽減  
記入者負担の軽減

### 二人以上世帯の削減

- ・二人以上の世帯を全国推計値の精度に大きく影響しない範囲（約2,000世帯）で削減
- ・地方の事務負担軽減を考慮

### コールセンターの設置、 オンライン回答の導入

- ・世帯からの照会業務などへの地方の事務負担を軽減するため、コールセンターを設置
- ・世帯の調査票提出の利便を図るため、政府共同利用システムを活用したオンライン回収を導入

（電子調査票はPDF形式（家計簿以外）及びExcel形式（家計簿）を採用）

### 調査事項の変更

- 新しい統計ニーズに応えるための調査事項の変更
  - ・家計簿に電子マネーの利用記入欄を追加
  - ・11月分家計簿に購入地域欄を追加
  - ・世帯票の就業・非就業の別欄を非正規就業などが把握できるように変更
  - ・耐久財等調査票の品目の変更
  - ・その他

### モニター調査の実施

- 若年単身者の面接困難による地方・調査員の負担増への対応
  - ・民間調査会社を活用したモニター調査の導入
  - ・調査員調査の標本とは別に約1,600世帯を割当標本で調査
  - ・モニター調査の結果は調査員調査とは別に公表し両調査の統合結果は参考として公表
  - ・施設数が減少している寮・寄宿舎に対する調査を廃止

平成21年全国消費実態調査

全国単身世帯収支実態調査

## 統計審議会答申（抜粋）

平成 11 年に実施される全国消費実態調査の計画について（平成 11 年 2 月 19 日統審議第 5 号）

### 2 今後の課題

我が国経済の低迷が続く中で、全国消費実態調査など報告者が日々家計簿を記入する調査については、家計消費の動向及び構造を明らかにするというデータニーズが高まる一方で、プライバシー意識の高まり、オートロックマンション等閉鎖的な建築物の増加等による調査環境の変化により調査への協力が低下し、調査の現場では所定の標本数を確保していくことが極めて困難となってきた。しかも、この問題については、今後、更に深刻化するものと見込まれる。

このため、全国消費実態調査については、その重要性にかんがみ、調査方法等を抜本的に見直す時期に来ていると考えられ、その見直しを検討する枠組みを早期に設定する必要がある。その中で、次回調査の円滑な実施を図る観点から、例えば、思い出し方式の導入による「家計簿」の記入期間の短縮化、一部の標本へのモニター（自発的調査協力者）の採用等について具体的に検討する必要がある。それに合わせ、次回調査における「個人収支簿」に係る調査については、家計の個別化の実態を世帯の家計収支等と関連付けて明らかにするため、全国消費実態調査全体としての報告者負担を抑制しつつ、標本数の追加、全国消費実態調査の標本世帯に対する実施等について検討する必要がある。

平成 16 年に実施される全国消費実態調査の計画について（平成 16 年 1 月 16 日統審議第 1 号）

### 2 今後の課題

本調査は、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等の家計の実態を明らかにする重要な調査である一方、報告者にとっては、3 か月間にわたり日々家計簿に記帳しなければならないほか、家計の資産等も調査されるなど、負担の重い調査となっている。

これに加えて、昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等により、若年単身世帯を中心として調査対象世帯への面接が困難となっており、実査を担う地方公共団体及び統計調査員の負担も増大していることから、実査の現状を把握した上で、必要に応じ試験調査を実施することを含め、調査方法の見直しを検討する必要がある。

さらに、本調査の実施予定年度である平成 21 年度は平成 16 年度と同様大規模周期統計調査がふくそうすることを受けて、大規模周期統計調査について簡素・合理化を図ることとし、その具体化に向け、調査規模、調査方法等を検討するとともに、実施時期の調整の検討を行うことが求められている。

このため、全国消費実態調査の今後の在り方については、単身世帯を始めとした調査方法の見直し等の具体的な検討を行う場を、調査実施部局において平成 16 年 7 月までに設置し、その中で平成 16 年調査の実施状況の分析・評価と併せて検討を行う必要がある。